

宜野湾市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年7月7日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 呉 屋 等

1 監査の期間

令和3年6月1日から令和3年7月7日まで

2 監査の対象

上下水道局 ・ 総務企画課 ・ 業務サービス課 ・ 水道施設課
・ 下水道施設課

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行

- ・ 令和2年度契約関係文書
- ・ 補助金関係文書
- ・ 備品等

4 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような指摘事項があった。また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象部局に口頭指導したので記述を省略した。

【上下水道局】

○総務企画課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○業務サービス課

項 目	指 摘 事 項
排水設備調査業務委託について	当該契約において、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号を適用し市シルバー人材センターと随意契約しているが、同条に必要な契約締結前後の公表手続きが行われていない。適正な事務処理に努められたい。

○水道施設課

項 目	指 摘 事 項
電線共同溝工事に伴う配水管改良工事・R2-2について	当該契約について、契約書で提出を定められた書類の添付がされていない。適正な事務処理に努められたい。

○下水道施設課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし